

令和 6 年 1 2 月 3 日

区 民 部 課 税 課

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）

2 改正理由

身体障害者等の特定小型原動機付自転車の軽自動車税種別割の減免において運転免許証の提示等を不要とするほか、刑法及び公益信託に関する法律の改正に伴い、条例の一部改正を行う。

3 主な改正内容

(1) 特定小型原動機付自転車に係る身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免規定の改正

特定小型原動機付自転車は運転に免許証が不要であることから、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免の申請に必要な運転免許証の提示義務等を、特定小型原動機付自転車については不要とする。

【施行日】 条例公布日

【条例改正】 江東区特別区税条例第 4 6 条の 2 外

(2) 入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罰則の文言整理

入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に対する罰則について、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【施行日】 令和 7 年 6 月 1 日

【条例改正】 江東区特別区税条例第 6 6 条

(3) 公益法人等に係る区民税の課税の特例規定の削除

公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて公益法人への贈与と同様とされたことによる地方税法の規定整備に伴い、不要となった条文を削る。

【施行日】 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

【条例改正】 江東区特別区税条例付則第 2 条の 3

現行	改正案
目次 (略) 第1条～第38条 (略) (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台に ついて、それぞれ当該各号に定める額と する。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、 かつ、輪距(2以上の輪距を有する ものにあつては、その輪距のうち最 大のもの)が0.5メートル以下で あるもの、側面が構造上開放されて いる車室を備え、かつ、輪距が0. 5メートル以下の三輪のもの及び 道路運送車両の保安基準(昭和26 年運輸省令第67号)第1条第1項 第13号の6に規定する特定小型 原動機付自転車を除く。)で、総排 気量が0.02リットルを超えるも の又は定格出力が0.25キロワッ トを超えるもの 年額 3,700 円 (2)・(3) (略) 2 (略) 第40条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減 免を受けようとする者は、納期限まで に、区長に対し、身体障害者福祉法(昭	目次 (略) 第1条～第38条 (略) (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、 かつ、輪距(2以上の輪距を有する ものにあつては、その輪距のうち最 大のもの)が0.5メートル以下で あるもの、側面が構造上開放されて いる車室を備え、かつ、輪距が0. 5メートル以下の三輪のもの及び道 路運送車両の保安基準(昭和26年 運輸省令第67号)第1条第1項第 13号の6に規定する特定小型原動 機付自転車<u>(以下「特定小型原動機 付自転車」という。)</u>を除く。)で、 総排気量が0.02リットルを超え るもの又は定格出力が0.25キロ ワットを超えるもの 年額 3,7 00円 (2)・(3) (略) 2 (略) 第40条～第46条 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第46条の2 (略) 2 前項第1号の規定により種別割の減 免を受けようとする者は、納期限までに、 区長に対し、身体障害者福祉法(昭和2

和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

第47条～第65条 (略)

(入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に

4年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証の提示及び第5号に掲げる事項の申請書への記載を要しないものとする。

(1)～(6) (略)

3 (略)

第47条～第65条 (略)

(入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に

関する罪)

第66条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかった者に対しては、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 (略)

付 則

第1条～第2条の2 (略)

(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第2条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

第2条の4～第17条 (略)

する罪)

第66条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかった者に対しては、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

2 (略)

付 則

第1条～第2条の2 (略)

第2条の3 削除

第2条の4～第17条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

	各号に定める日から施行する。 (1) 第66条第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和7年6月1日 (2) 付則第2条の3の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日 （罰則の適用等に関する経過措置） 2 第66条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 3 第66条第1項の改正規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
--	--